

## 告 示

### 埼玉県告示第六十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十九年一月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十九年一月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人さいたま被害者支援ネットT・ステーション
- 三 代表者の氏名  
鈴木 輝雄
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県坂戸市末広町十三番地（六四・二〇五）
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、犯罪等の被害者及びその遺族（以下「被害者等」という）に対して被害に関する相談事業その他の支援事業を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって地域の安全や福祉、又は人権の擁護に寄与することを目的とする。